

鳥獣行政を取り扱っている愛媛県の機関

機關名稱	所在地	電話
臺南市政府環境局 (自然保護課)	松山市一丁目四丁目4番地2	(089)12-2305(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	西条市南町田田1611番地	(089)68-7438(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	臺南市東區大同路170番地55號	(089)623-2930(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	今治市北町四丁目4番地9	(089)265-2193(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	松山市北坪町132番地	(089)909-8767(分)
臺南市政府環境局 (自然保護課)	宇治市久米町久米5751番地1	(089)221-1265(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	八幡濱市久保八幡三番地37	(089)422-2031(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	大洲市大洲4丁目25番地4	(089)324-4131(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	宇和島市天神町7番地1	(089)521-3163(分)
臺南市政府環境局 (森林保護課)	宇和島市渡部町渡部2420番地	(089)782-0931(分)

国有林に関する問い合わせ先

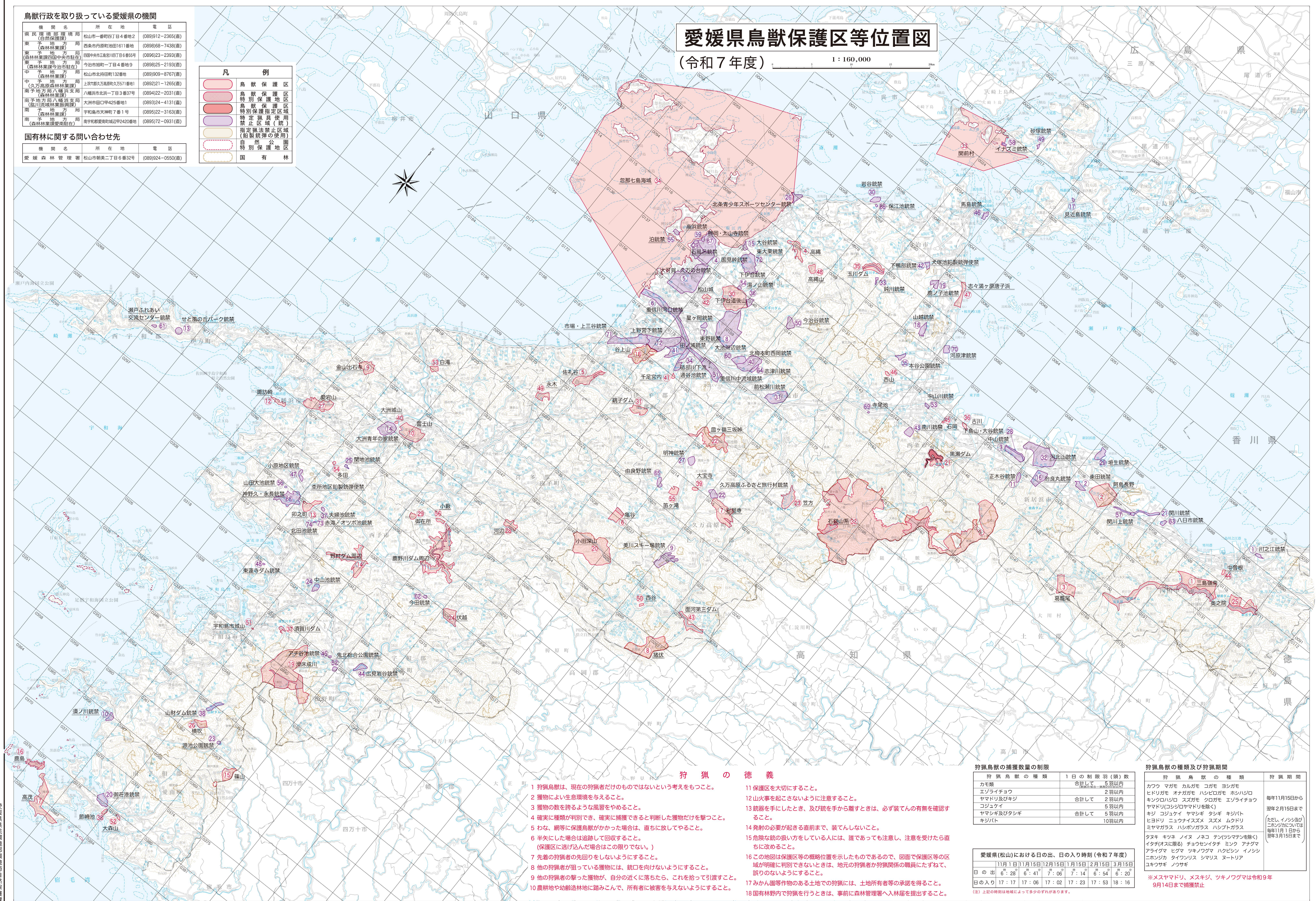
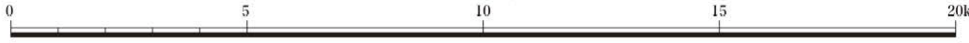
機 関 名	所 在 地	電 話
愛 媛 森 林 管 理 署	松山市朝美二丁目6番32号	(089)924-0550(直)

凡 例	
	鳥 獸 保 護 區
	鳥 獸 保 護 區 區 區
	鳥 獸 保 護 指 定 區 域
	特 定 獵 具 (統 用)
	指 定 獵 槍 的 使 用
	自 然 公 園 區
	國 有 林

愛媛県鳥獣保護区等位置図

(令和7年度)

1 : 160,000



狩 獵 の 徳 義

- | | |
|---|---|
| <p>1 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。</p> <p>2 獲物により生息環境を与えること。</p> <p>3 獲物の数を誇るような風習をやめること。</p> <p>4 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。</p> <p>5 わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、直ちに放してやること。</p> <p>6 半生にした場合は追跡して回収すること。
(保護区に迷い込んだ場合はこの限りでない。)</p> <p>7 先着の狩猟者の先回りをしないようすること。</p> <p>8 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。</p> <p>9 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、それを拾って戻すこと。</p> <p>10 農耕地や幼齢造林地に踏みこんで、所有者に被害を与えないようにすること。</p> | <p>11 保護区を大切にすること。</p> <p>12 山火事を起こさないように注意すること。</p> <p>13 銃銃を手にしたとき、及び銃を手から離すときは、必ず装てんの有無を確認すること。</p> <p>14 発射の必要が起きる直前まで、装てんしないこと。</p> <p>15 危険な銃の扱い方をしている人には、誰でもあっても注意し、注意を受けたら直ちに改めること。</p> <p>16 この地図は保護区等の概略位置を示したものであるので、図面で保護区等の区域が明確に判別できないときは、地元の狩猟者が狩猟関係の職員にたずねて、誤りのないようすること。</p> <p>17 みかん園等作物のある土地での狩猟には、土地所有者等の承諾を得ること。</p> <p>18 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に森林管理署へ入林届を提出すること。</p> |
|---|---|

狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の制限羽(頭)数
カモ類	合計して 5羽以内 (湖沼の棲息一風類20羽以内)
エゾライチョウ	2羽以内
ヤマドリ及びキジ	合計して 2羽以内
コジュケイ	5羽以内
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5羽以内
キジバト	10羽以内

狩猟鳥獣の種類及び狩猟期間

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	狩 猟 期 間
カワウ マガモ ハシロモ コシゲ シングマ ヒナノカモ オウガガヒ ガンゴウカモ ハシロハジロ キンノロハジロ スズガモ エラノカモ エラノシチョウ マサキマシロコシゲノカモ(除く)	毎年11月15日から 翌年2月15日まで
キジ コヨウケイ ヤマシギ タシギ キジバト ヒヨドリ ニュウナシタスズミ スズミ ムナドリ ミヤマシギ ハシロハジロ ハシロタカス	毎年11月15日から 翌年2月15日まで (ハシロタカスについては 毎年1月1日から 翌年3月15日まで)
タイサ ケツネ イヌ ノコ テンコ(シノビを除く) イナヅメ(オミに限る) ヨウチンベツマ シュウ アシクマ アイナヅメ ヒグマ ヴァンゾウガマ ハクシビシ イノシシ ニホンジカ タイワンリス シマリス ヌートリア ユクウサギ ノウサギ	

※メスマドリ、メスキジ、ツキノワグマは令和9年9月14日まで捕獲禁止

	11月1日	11月15日	12月15日	1月15日	2月15日	3月15日
日の出	6:28 ^分	6:41 ^分	7:06 ^分	7:14 ^分	6:54 ^分	6:20 ^分
日の入り	17:17	17:06	17:02	17:23	17:53	18:16

(注) 上記の時刻は地域によって多少のずれがあります。